

平成30年度
9月

「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習」実施要領

〒960-8061 福島市五月町4-25

建設業労働災害防止協会福島県支部

TEL (024) 522-2266

FAX (024) 522-4513

<http://kensaibou-fukushima.jp/>

1. 講習の目的

労働安全衛生法第14条に基づき、事業者は、労働災害を防止するための管理を必要とする作業で、建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの（その高さが5m以上であるものに限る。）の組立て、解体又は変更の作業は、都道府県労働局長登録教習機関が行う作業主任者技能講習を修了した者の直接の指揮によらなければ作業を行ってはならないことになっています。

この講習は、建設業労働災害防止協会福島県支部が、福島労働局長登録教習機関（登録番号第128号）として実施するものであります。

2. 受講資格

- (1) 建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業（以下建築物等の鉄骨組立て等の作業という。）に関する作業に3年以上従事した経験を有する者。
- (2) 学校教育法による大学、高等専門学校又は高等学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者。（注）
- (3) その他厚生労働大臣が定める者。（注）
- (4) 上記の(1)、(2)、(3)の経験年数は満18才に達してからの経験年数となります。

（注）・(2) (3)該当者は、卒業又は修了を証するものの写を講習申込み時に添付して下さい。

・個人及び事業主の方が、自分で自分の経験を証明することは出来ません。

第三者（組合や元請け又は同業者等）から、証明を頂いて下さい。

3. 講習日時・会場

平成30年9月11日（火）～12日（水）（2日間）、受付午前8時15分、開始午前8時45分

福島県建設センター（福島市五月町4-25）

※遅刻は受講をお断りしますのでご了承下さい。

4. 講習科目・時間

作業の方法に関する知識（5時間）、工事用設備、機械、器具等に関する知識（1.5時間）、作業環境等に関する知識（1.5時間）、作業者に対する教育等に関する知識（1.5時間）、関係法令（1.5時間）

5. 修了試験

筆記試験で試験時間は1時間。

6. 修 了 証

所定の全科目（時間）を受講し、かつ修了試験に合格した方には「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習修了証」を交付します。

7. 申込み受付期間・定員

平成30年8月1日(水)～8月31日(金)

申込み順で定員80名とします。定員になり次第締切りますので、申込みの際には当協会に問い合わせの上お申込み下さい。なお、受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。

8. 受 講 料

	①	②	③	④
区 分	全科目を受講する者 学科11時間	技能講習規程第1条各号に該当するもの又はとびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者 学科3時間	とび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者 学科1.5時間	鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者又はコンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者 学科8時間
受講料	9,620円	6,380円	4,220円	8,000円

欠席の場合は受講料は返還いたしません。受講取消（受講料返還）は受講受付締切日までですが、それ以降は原則として返還に応じられません。受講資格のある代わりの方を受講させることは可能です。変更があった場合は当協会にご連絡下さい。

9. 一部科目免除者

一部科目免除者（8. 及び別表参照）に該当する方は、その資格を有することを証する修了証等の写（コピー）を申込みの際に添付して下さい。

10. 受講申込み方法・受講者への通知

(1) 受講申込み方法

受講希望者は下記順序にて、**申込み受付締切日まで**に手続きを完了して下さい。
手続き未了の場合は受講できませんのでご注意願います。

（仮 予 約）電話で建設業労働災害防止協会福島県支部へ申込んで下さい。

（予 約）申込書に記入し、F A X・郵送・又は持参にて提出して下さい。

また、受講料を現金書留で送金するか持参して下さい。

（申込み完了）**受講料の入金確認をもって申込み完了**となります。

(2) 受講申込み者への通知

受講申込み者（事業所で申込んだ場合は事業所）へは、**受講料の入金確認後に受講申請書用紙及び領収書を送ります**。申請書用紙の所定の欄に記入捺印及び写真（注）（ポラロイド・カラーコピーは不可）2枚をのりづけし、**未記入箇所が無い**か確認してから、講習当日会場受付に提出して下さい。（この申請書の氏名・生年月日等の各項目は、法律で記入することが定められています。誤りのないよう正確に記入して下さい。なお、記入していただいた内容は、この技能講習以外では一切使用いたしません。）

（注）・個人及び事業主の方が、自分で自分の経験を証明することは出来ません。

第三者（組合や元請け又は同業者等）から、証明を頂いて下さい。

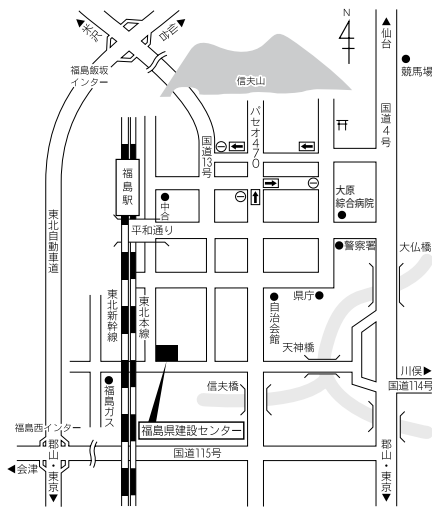
・写真裏面に受講番号、氏名を記入し、「のりづけ」の方法に注意して下さい。

11. 注 意 事 項

- (1) 講習日の3日前になっても、当協会から受講申請書用紙が届かないときは、電話で問い合わせして下さい。
- (2) 受講定員に満たない場合は講習会を中止することもあります。
- (3) 遅刻、または受講中に離席された場合は、失格となり修了証は交付されません。
- (4) テキストは学科講習の際にお渡しします。午前8時40分までに着席願います。
- (5) 講習会場付近には食堂がないので、また講習終了時まで駐車場から車は出せませんから、出来るだけ昼食を持参して下さい。
- (6) 講習会場は駐車場に限りがあるので、相乗りか公共交通機関をご利用下さい。

会場案内図

福島会場



※申込書はコピーしてお使い下さい。

切 り 取 り

鉄骨

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習申込書

※経験年数の月数は切捨てです。2年11ヶ月の場合は2年となり証明書(写)等が必要です。

9月(福島)

氏 名	生年月日	経験年数	講習区分	※受付番号	氏 名	生年月日	経験年数	講習区分	※受付番号	
	昭平	年				昭平	年			
	昭平	年				昭平	年			
	昭平	年				昭平	年			
所属事業所	名称					事務担当者氏名				
	所在地	〒() TEL()				FAX()				

※印は記入しないで下さい。

別表 技能講習科目の受講の一部免除

受講の免除を受けることができる者	免除される講習科目
<p>(区分②)</p> <p>1. 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習規程第1条各号に掲げる者 次の(1)～(6)に掲げる者で、これらの訓練を修了した後2年以上建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるものの組立て、解体又は変更の作業に従事した経験を有する者</p> <p>(1) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第2の訓練科の欄に定める建築施工系とび科の訓練を修了した者</p> <p>(2) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である高度職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第6の訓練科の欄に定める居住システム系建築科又は居住システム系住環境科の訓練を修了した者</p> <p>(3) 職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成4年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法（以下「旧能開法」という。）第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年労働省令第1号。以下「平成5年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開法規則」という。）別表第3の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（職業訓練法の一部を改正する法律（昭和60年法律第56号）による改正前の職業訓練法（以下「訓練法」という。）第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧訓練法」という。）第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>(4) 旧能開法第27条第1項の準則訓練である養成訓練のうち、旧能開法規則別表第3の2の訓練科の欄に掲げる建築科の訓練（訓練法第10条の準則訓練である養成訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の養成訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>(5) 職業能力開発促進法第27条第1項の準則訓練である普通職業訓練のうち、職業能力開発促進法施行規則別表第4の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練（旧能開法第27条第1項の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの、訓練法第10条の準則訓練である能力再開訓練として行われたもの及び旧訓練法第8条第1項の能力再開訓練として行われたものを含む。）を修了した者</p> <p>(6) 職業訓練法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号。以下「53年改正省令」という。）附則第2条第1項に規定する専修訓練課程の普通職業訓練（平成5年改正省令による改正前の同項に規定する専修訓練課程の養成訓練を含む。）のうち53年改正省令による改正前の職業訓練法施行規則（以下「旧訓練法規則」という。）別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練の例により行われる訓練を修了した者又は旧訓練法第8条第1項の養成訓練のうち旧訓練法規則別表第2の訓練科の欄に掲げるとび科の訓練を修了した者</p> <p>2. 職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）別表第1に掲げる検定職種のうち、とびに係る1級又は2級の技能検定に合格した者</p>	<p>作業の方法に関する知識</p> <p>工事中用設備、機械、器具等に関する知識</p> <p>作業環境等に関する知識</p>
<p>(区分③)</p> <p>1. 職業能力開発促進法第28条第1項に規定する職業能力開発促進法施行規則別表第11の免許職種の欄に掲げるとび科の職種に係る職業訓練指導員免許を受けた者</p>	<p>作業の方法に関する知識</p> <p>工事中用設備、機械、器具等に関する知識</p> <p>作業環境等に関する知識</p> <p>作業者に対する教育等に関する知識</p>
<p>(区分④)</p> <p>1. 鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者</p> <p>2. コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者</p>	<p>作業環境等に関する知識</p> <p>作業者に対する教育等に関する知識</p>